

（午後2時10分 再開）

○議長（中西峰雄君）それでは、休憩前に引き続き会議を開きます。

日程に従い、一般質問を行います。

順番4、15番 石橋君。

〔15番（石橋英和君）登壇〕

○15番（石橋英和君）お許しをいただきまして一般質問に入らせていただきます。

今回の総選挙におきまして、私たちは戦後未曾有の大変革の目撃者となりました。私は、民主党の勝利ではなく、自民党の敗北であると思っておりますが、かつて自民党をぶっ壊すと言ったあの党首が、何年か遅れで皮肉にもその公約を実行いたしました。

二大政党制による、安定したより高度な国政の維持が望ましいとするならば、今は満身創痍となった自民党であります。反省すべき問題点を自ら反省し、万人に受け入れてもらえる政党に生まれ変わって、必ずやまた、次の時代の政権政党としてよみがえっていただきたい。そして、今まさに飛ぶ鳥を落とす勢いの民主党であります。これほどまでの圧倒的な国民の期待を重く受けとめられ、苦境続きの日本の救世主として、長年蓄えてこられた力量を遺憾なく発揮し、立派な政権与党としてこの国を引っ張っていただきたいと思います。

その時代がどんな時代であっても、どんな政権下であっても、地方はその日々を生きていかなければなりません。私たち地方議会には、今日もまた処理しなければならない案件が山積みとなっております。激動に翻弄され浮き足立っている余裕などはありません。粛々と私たちの責務を果たしていくのみであります。

それでは、橋本市内に目を戻して質問を始めたいと思います。

本市が実行している入札について質問いたします。設計額を20%以上も下回る入札を有効としている現行の入札制度は、改定の必要があると考えます。

本市財政難の折から、節約は重要な行政課題であります。その限度を超えての節約はさまざまな弊害をもたらします。なお、質問に先立ちましてお知らせしておきますが、本年5月に、国土交通省が全国自治体に向けて以下のような通達を出しております。各自治体で執行されている入札について、入札規模の大小を問わず最低制限価格を設けること、また、その最低制限価格について、従来の値を引き上げるようにとの通達でありました。その理由として、工事の品質を落とさないため、建設産業を取り巻く環境が極めて厳しく、地域の雇用や経済に及ぼす影響が深刻であることなどを上げており、適正価格での契約の推進という文言によって、低価格での工事契約をしないよう警告してきております。

こういった趣旨の通達になされ、その後、早々に国内、佐賀県、沖縄県、宮崎県、神奈川県、新潟県、長崎県、北海道、栃木県、多くの自治体が制限価格を85%もしくは90%に設定し直しております。これからの私の説明であります。議員皆さま方には既によくご承知おきのことで、釈迦に説法であろうとは思いますが、多くの橋本市民がかかわっている問題でありますので、今一度、ともにお考えくださいますようお願い申し上げます。

さて、一つの工事には、市が算出する設計金額と業者が提示してくる入札金額とがあります。市が一つの工事を実施しようとする場

合は、まず設計が行われます。毎年行われている当該地域内での労務賃金調査や建設資材の実勢価格調査に基づいて、工事の設計金額を積算いたします。後にこれが落札予定価格の基準となります。設計金額とは、とりあえず設定したたたき台のような、根拠の浅い工事金額などでは絶対にありません。この地域内でこの工事をするのなら、これだけの金をかけなければちゃんとした工事はできませんよという指針であります。むしろ、設計金額そのままの額で工事を発注することが妥当なのかもしれません。

次に、業者が提示してくる入札金額があります。入札は最低制限価格を下限とし、落札予定額を上限とした有効札の中で、一番安い額が落札額となります。最低制限価格は入札終了後にしかわかりませんが、各社、最近の落札状況を参考にして、最低制限価格付近にその入札額を集中してまいります。制限価格を下回ってしまったものは失格し、高過ぎたものは仕事がとれません。この、今まに行われている入札に、改善しなければならない重大な問題点があります。最近耳にした聞き捨てならない話、業者が積算をせずに入札しているという話であります。積算しても意味がないというのであります。各社あたかもギャンブルのごとく、最低制限価格付近に札を置きにいつているというのであります。結論から言いますと、各社の積算のはるか下に最低制限価格があるため、積算どおりの額で入札しても、いつまでたっても落札できないということでもあります。

橋本市内において、土木作業員の賃金、重機運転手の賃金、諸材料の仕入れ価格、燃料費、リース料金、各種保険料等々、市内のどの業者であってもさほど差がないのでありまして、一つの工事をだれがやっても同じ程度の支払いが発生いたします。そしてまた、市

が提示している設計金額の内訳とも極めて近い額となります。であるにもかかわらず、この工事を設計金額の20%とか30%といった大きな幅で競争させることは、はなはだ不合理であり、理解できません。企業努力の限界まで絞り込んだ積算をしても、赤字を出さずに工事を完成できる限界の数字で入札しても、今はもう落札者にはなれません、という説明をお聞きいただいた上で、今日、私が最も訴えたいことへと話を進めてまいります。

当局は、私の今の話に対し、最低制限価格でなければ落札させませんなどとは一切言っておりません。その落札が有効範囲内でさえあれば、すべて契約いたします。最低制限価格などにこだわらず、各社の綿密な積算と公正な入札によって落札額は決まっていくべきものだと認識いたしております。という反論が当然返ってくるのでありますが、私はそんな説明など一切認めません。今、起きている現実を見もしないで、そんな説明はすべて空論であります。理論武装だけがしっかりできていて、自分たちの立場を守ることを最優先させている行政など、私は評価いたしません。

さて、日本という国は自由競争経済社会でありまして、過去に多くの経済学者が唱えた法則は、的確に普遍的に経済活動の実態を解明しておりまして、仕事が減れば値下げ競争が始まる。それが激化すれば採算を度外視した赤字競争にまで突入し、当然品質は悪化してくる。過去にも何度も繰り返してきた現象であり、今の橋本市だけがその例外でありたいと願っても、それは無理であります。

公共工事が以前の半分にも3分の1にも減ってしまった近年、建設業者が積算もしないで最低制限価格に群がってきている現象など、起こるべくして起こっている当然の現象であります。仕事がないから落札率を20%も30%も下げて生き残り競争を、業者間でのつぶし

合いをやっているのです。こんな時代に、適正な工事価格は各社の綿密な積算と公正な入札により、などと言っている当局がむしろこっけいであります。このような大きな幅で競争させれば、間違いなくそうなることを、あなた方が一番よく知っているはずであります。健全経営や良好な工事品質の深刻な危機であります。不健全な者たちの侵入を心配いたします。ひどい手抜きか、もしくは踏み倒しのできる業者しか生き残れなくなりつつあります。さもなくば、手抜き工事で不当な利益を浮かして経営を維持しようとする者が出てくる危険性があります。適正価格を下回った額での工事発注など、本来公共がすべきものではないのであって、対設計費70%だの80%だのという契約は即刻やめなければなりません。

次に、財政支出における経済的効果であります。道路ができて便利になった、橋がかかって近くなった以外に、公共事業がまちの経済を潤し、元気づける効果も重要な役割であります。適正価格を欠いた安い値段で道路をいくらつくっても、橋を何本かけても、まちは豊かになりません。むしろ倒産や失業や悪徳業者の流入や、まちの発展に逆の経済効果を出し続けるだけあります。

それと、低価格での入札が、市の財政を節約するための有効な手段だとの考えは否定するものではありませんが、どこまでが節約でどこからが逆効果だとの見極めもなしに、ただ安ければ財政が楽になると言って、やみくもに突っ走っているだけのように見えます。それでは三流の行政手法だと言わざるを得ません。

私は、何年か前に入札担当職員にこんな質問をしたことがあります。市が設定した設計価格と落札額の間には常に差がありますが、設計額の正当性を言うのであれば、それを常

に下回る落札額での契約に問題はないのですか。そのときの回答は、落札のほとんどが、設計額をわずか2ないし3%下回るものであり、この程度のわずかな差異であれば、こちらが要求している機能と品質を十分満たした工事の提供を受けられると判断し、契約に至っております。とのことでありました。思えば、当時はふんだんに公共工事があり、赤字覚悟での低価格入札など聞いたこともなく、各社普通に積算し、そのままの額で入札できていた時代でありました。

私は、きょうまた、あの日と同じ質問をするわけですが、当時、設計額と落札額との開きがわずか2ないし3%であったものが、今は20ないし30%にもなっております。やはり今日もまた、この程度のわずかな差異であれば、こちらが要求している機能と品質を十分満たした工事云々とお答えになりますか。

次に、最近の業界不況を懸念して、契約途中に請負業者が倒産したら市が損害を被るから、危ない業者は入札を制限しなければならないという話を聞くことがあります。正当な資格を持って入札に参加しようとしている業者に、あんたところは倒産するかもしれないから、橋本市の入札には参加させませんと言うのですか。それを言えば、その業者は間違いなくその風評被害で倒産しますが、あまりにも軽はずみな言動に怒りを覚えます。国税当局が提出させている財務諸表のすべてを審査要項とし、技術力のすべてを、工事経歴のすべてを経営審査にかけ、建設業者としての能力をすべてさらけ出した上で勝ち取った国家基準の入札参加資格を、一自治体の裁量で制限を加えられるものではありません。

この時期、本当に怖いのは、倒産ではなく手抜き工事であります。当該工事を円滑に進めるために、前払い金制度、中間金払い制度

があります。それらはともに出来高を上回っての支払いがなされていますが、保障会社による保障の対象であることから、契約業者が倒産しても過払いによる市側の実損は免れません。しかし、手抜き工事は救済されません。似た例として、姉齒事件で被害に遭ったマンション住人たちの悲痛な叫びが記憶に新しいところではありますが、手抜き工事は犯罪であります。ばれればすべて終わることを覚悟した上での、経営難に陥った業者の一か八かのかけであります。発覚すれば、手直し工事をすることもなく、賠償請求に応じることもなく、さっさと倒産していきます。

例えば、小学校の校舎を新築し、数年後、その校舎に補強では済まない重大な手抜きが発覚したとします。もはや解体して建て替えるしか手はありません。業者は倒産して刑事訴追を覚悟しています。賠償の意思も能力もありません。解体工事だけでもかなりの費用が必要です。当然、最初は国からの補助金頼みの新築工事でありましたが、国は2回も補助金をくれません。解体も新築もすべて自己資金での小学校校舎新築工事となります。本市財政にとっては、深刻過ぎる事態に立ち入ることを意味しています。

私は、ある市職員と手抜き工事について話をしたことがあります。その人は、入札に参加してくる業者は本来善良な人たちであると信じて、建設行政、入札行政を執行しており、性善説が本市行政の基本であります。と胸を張って言ってくれました。市民を信じることから行政を始める、ご立派であります。大賛成であります。しかし、人を評した故事の一つに「善人悪をなす」という言葉もあります。この世の中にはもともと悪人などいないのでありまして、善人たちが何かの事情で、何かのはずみに、何かに追い詰められたあげくにやってしまうのが悪であります。

市民を信じることから始まった本市行政がありますが、もう一步踏み込んでいただいて、市民を追い詰めない行政、市民を決して悪へと走らせない行政を要望いたすものでありまして、市内建設業者の人たちは、地震、台風、事あるときには、真っ先かけて郷土を守ろうとする人たちであります。その人たちが、悔しくも悲しくも手抜き工事というような忌まわしい行為を、もはや他人事とは言っていられなくなってしまった現状がいかにも残念でなりません。追い詰められてやっても手抜きは悪ですが、追い詰めた側の者にも全く責任がないと言い切れるのでありましようか。

次に、公共事業の補助金と落札率について考えます。今、市内で道路を建設すれば、交付税措置を受け終わった時点で、補助金が95%、市が自腹を切るのが5%であります。1,000万円の道路工事を700万円で落札させれば、市がもうかるのは300万円ではなく15万円なのです。その15万円を浮かすために、どれだけ市は危ない橋を渡るのか。どれだけ地元経済を圧迫するのか。どうして1,000万円の工事は1,000万円でさせて、景気を良くしてから税金としてその15万円を取りにいかないのですか。私が三流の行政手法だと言ったこと、間違っていますか。賢い自治体は、国からの補助金を満額もらって、疲弊しきった地元経済界にビタミン剤のごとく、カンフル注射のごとく、乾ききった水田の稲穂たちに恵みの雨のごとく注入しております。

本市の入札制度は、例えば、道路建設の補助金として国が100万円出せますよと言っているのに、あえて70万円しかもらわず、それがもつて失業だの倒産だのと言っているのです。例えば、同じ道路工事を隣の河内長野市が100万円もらってぬくぬくとやっているのを見たとき、あなた方は腹が立たないのです

か。うちも100万円もらおうよと言わないのですか。

さて、公共事業に参加し続けるには、特有の苦労を覚悟しなければなりません。工がないのだから、経営的には技術職員の数を減らしたいのですが、それをすれば経営審査事項の総合評点が下がり、入札ランクを下げてしまいます。ランクを下げれば、ますます受注対象金額が下がります。そのため、各建設業者は仕事もないのに技術職員の人数を減らさず、給料を払い続けています。技術職員の数だけではありません。公共工事を受注するためには、その他さまざまな要項を満たさなければなりません。すべて多額の経費を必要とするものでありますが、彼らはその経費を払い続けています。今、彼らの会社は存続させているだけで年間多額の赤字を出し続けているのです。

予定価格を大きく下回った落札があったとき、あんな値段でもできるから落札するんだろう、損をしてまで仕事をとりはしないのだろう、損するぐらいなら寝てたほうがましだろう、よく聞く話であります。違うんです。何もしなくて寝てたら、年間1,000万円の赤字が出るんです。この工事を受注して、700万円の赤字で済めば、年間の損益を300万円減らせるのです。今年300万円損益を減らしたら、うちはもう一年頑張れるかもしれない。ひょっとしたらその一年の間に、業界を取り巻く環境が好転してくるかもしれない。そう考えて、この社長はその仕事をとりに行きました。淡い期待であります。悲しくなるような淡い期待であります。それにかけてこの仕事をとったのです。彼は今年また借金を増やしますが、その借金とは、私たちが普段使っている道路や橋や下水道につぎ込まれた金にほかならないのであります。

今日まで、この業界は市の指導に従いなが

ら、さまざまな入札参加要項をクリアして、長年入札参加してきた業界であります。大勢の橋本市民がこれにかかわり、生活の糧を得てまいりました。市の入札に参加し続けたいのなら、こうなさい、ああしなさいの指導を甘んじて受け続けてきたのは、市の言うとおりにおけば、これからも食わせてくれるのだらうという期待があったからでありまして、他の収入の道などとても確保できないほどの多くの負担を、入札参加資格のためにささげてまいりました。市が市民に対し、入札参加業者の認定を与えると、違反行為があればそれを剥奪するとか、大層なことを言う以上は、これらの者たちを最低限食わせていく責任があると思うのであります。工事担当課の市の職員だけを食わせていくための建設行政なのですか。従業員もその家族も食えなくなっているのに、相も変わらず請負金額を値切りまくっているのが、入札担当課本来のなすべき業務なのですか。市民の必死の叫びに耳も貸さずに、平静でいられるあなたたちは、一体だれですか。

今一度、市民のための行政とは何ぞやという原点にお返りください。現行の入札制度は改善すべき深刻な問題を抱えております。今、私は議員皆さま方に確信を持って申し上げます。皆さま方の既成概念にも明白なる勘違いがあります。財政難の折、入札を安く抑えれば市は豊かになれる。そうではないのです。議員各位、どうかもっと深く現実を分析した上で、この問題をご判断願いたいのであります。だれかの受け売りではなく、ご自身で判断されたあげくに、安ければそれでいいんだとおっしゃるのか、公共たるものそうはいかないのだとおっしゃるのか、厳正なるご判断をお願いしたいのであります。適正な金も払わずにいい工事をしろと言っても、残念ながらそれは無理であります。市の予算支出でま

ちの経済を引っ張っているちっぼけな地方都市であります。その大本から値切りが始まれば、次も、またその次の支払いも値切りが続いていきます。それではいつまでたっても橋本市は豊かになれません。本市が執行している入札の最低制限価格を、国土交通省の通達に従い、設計価格の90%以上に設定されますことを強く当局に要望し、また、議員皆さま方に対し、その必要性を十二分にご理解いただけますよう、お願いするものでございます。

当局の答弁を求めます。ありがとうございました。

○議長（中西峰雄君）15番 石橋君の一般質問に対する答弁を求めます。

総務部長。

〔総務部長（中山哲次君）登壇〕

○総務部長（中山哲次君）それでは、入札における最低制限価格のご質問にお答えをさせていただきます。

本市の建設工事の入札には、一部を除きまして、大半は変動型最低制限価格を導入しております。この方式は、平成18年6月から施行し、入札参加業者の入札額の平均価格と市が設定しました下限価格の平均額を最低制限価格としているものであります。入札参加業者の入札額は、適正な見積もりをもって積算した工事施工が可能な金額で、その平均価格と県等が示しております最低制限価格の下限である予定価格の70%の金額を加えた上で平均額を算出し、最低制限価格としていますので、市場価格を反映したバランスのとれた算出方法としてとらえております。

議員のおただしの、国土交通省からの最低制限価格の引き上げに関する通達をどのように受けとめ、どのように実行していくのかということにつきましては、本年5月に建設業が地域の雇用を確保し、地域産業の中核として持続的に発展することができるよう、適正

価格での契約を推進するようとの要請がございました。そこで、前述いたしました変動型最低制限価格の下限価格を、本年6月の入札から、予定価格の3分の2から70%に引き上げております。ただし、国土交通省が示しております最低制限価格の設定方法は、工事価格から算定する方式でありまして、本市のタイプとは異なっていることから、今回の要請に対して準拠しているということにはなっておりません。

また、議員が懸念されております、安い価格では工事品質が保てなくなるという危険性については、工事監督業務及び工事検査、並びに請負工事の成績評定を行っている中で、設計図書や施工計画に基づいた工事施工をチェックする体制を整え、品質確保に努めているところであります。

しかしながら、建設産業や地域経済を取り巻く環境が、昨年からの世界的な経済不況により、一層厳しい状況であることは痛切に感じているところであります。また、国が示す統計によりますと、建設業の利益率が、全産業の利益率に比べ減少しているとの結果も出ており、本市の平成20年度の建設工事の落札率の平均が約79%で、平成19年度と比較しますと約8ポイント下がっております。

このような現状を踏まえ、本市といたしましては、建設工事の変動型最低制限価格の適用を維持した上で、国土交通省からの要請も考慮し、最低制限価格について検討してまいりたいと考えておりますので、ご理解のほどお願い申し上げます。

○議長（中西峰雄君）15番 石橋君、再質問ありますか。

15番 石橋君。

○15番（石橋英和君）本市は流動型の最低制限価格が決定される方式を採用されておるわけではありますが、さっき私、質問の中で言い

ましたけども、業者側が正当な積算によって数字を出してくれば、それなりの値が出るんだよという説明なんですけども、同じことの繰り返しになりますけど、こんなに仕事なくなってしまう現状では、利益なんかほったらかして、とにかく仕事をとらんともうやっつけていけないという状況まで、市内の業者は追い込まれているわけでありまして、だから、とにかく安く下げた数字でいかないと、仕事なんか1年も2年もいつまでたってもとれないという、今、その現実の上に立脚してそれぞれと考えるいただかないと、こうなるはずですよ、ああなるはずですよというふうに実際なっていないんですよ。

だから、まだ今年度終わっておりませんが、今までの21年度の落札率が、もう77%ぐらいじゃないですかね。去年よりまた下げてきているんです。これ、今年一年終わると、77%じゃなくて、もっと下がってるかもわからないんですけども、工事するとき、市当局が設計されるわけですよ。それが、それなりのしっかりとした根拠に基づいて、橋本市内でこの工事をするならば、例えば、この工事は100万円かかりますよという数字を出してきて、それでじゃあ75万円で契約しますというのが、そんな大きな額で、つい入札前は予定価格として100万円ですよと公表した工事を、わずか十日だか2週間だか知りませんが、わずかな間に75万円でじゃあ契約しますというのが、そんなことをどう説明するんですかね。そここのところ、ひとつお聞きしたいと思います。

○議長（中西峰雄君）総務部長。

○総務部長（中山哲次君）ご答弁になるかどうかかわからんですけれども、確かに、先ほどからのご質問の内容、十分聞かせていただいたわけですので、やはり、大手企業によります大規模工事は別としまして、市内中小企業の建設業の方々、そういった大

規模工事以外を扱っていただいております地元中小企業の方々に、そういう落札率の問題がございました。過当競争によります体力消耗というものにつきましては、非常にこれは全国的な話としては深刻な問題であるというふうには感じてございます。

先ほど、議員ご質問の中にもございましたが、先般来、近畿建設局のほうから担当職員2名の方がお見えになりまして、4月それから5月、6月に、国土交通省のほうから、また総務省のほうからも、今の経済情勢を踏まえた中での最低制限価格の見直しなり、入札制度の見直しというものについては、確かに文書がこちらのほうへも届いております。そういった中で、近畿建設局の職員が各県下の近畿の市を回らせていただいておりますというように、その状況も直接、国の職員からも聞かせていただいております。

ただ、一点だけご理解いただきたいのは、確かに経済情勢に変動されておることなのでございますけれども、同じ入札制度で入札をやらせていただいた中で、平成18年度の落札率は91.9%、平成9年度では86.8%というような推移を確認もしてございます。そうした中で、先ほどご答弁させていただきましたが、再度、検討させていただきたいということでございます。

○議長（中西峰雄君）15番 石橋君。

○15番（石橋英和君）何年か前に、入札を担当されている部局と話し合いを持たせていただいたことがあったんですが、国、県からの通達というのは、末端の市としたらなかなか抗にくいものであると。補助金をもらう立場である上からの命令を突っぱねておくと、いろんなその他の問題にまで及ぶから、上からの通達というのは、そんなにうちは独自でやりますと言えないものがありまして、という説明を聞いたことがございます。

入札に関する要望を入札当局に要望した時点での答弁で、当時、国、県からも地方の自治体の入札に対して、いろいろ言ってきたわけでありましたが、そのときは、上からの言ってきたことに従わざるを得ないんですというようなお話を聞いたことがあるんですが、じゃあ今回、上からこのような額で契約していると、いろんな不具合が起きてきますよと、だから改定しなさいよという、今回また国土交通省からの通達なんですけども、やっぱりあれですよ、上からの通達は市としたら聞くんですよ。お願いします。

○議長（中西峰雄君）総務部長。

○総務部長（中山哲次君）ご答弁させていただきます。余談でございますけれども、私自身も直接的に間接的に入札担当、契約担当させていただきましたしまして、約十数年担当させていただいております。ですから、平成11年、平成12年度までは、皆さんご存じの地域割で入札をしておりました。橋本市の場合は、旧町村単位で、旧町村で発生する工事につきましては、旧町村単位の建設業者の方々に入札をお願いしておりました。そういった現状につきましても、私も経験させていただいております。

ところが、国のほうでは議員ご指摘のとおり、法律では、難しくは、公共工事の入札及び契約の適正化の促進に関する法律というのが平成12年に公布されてございます。その段階から、国のほうでは入札制度の見直しというものがされてきたわけでございます。透明性の確保なり、公正な競争の促進、適正な施工の確保、不正行為の排除の徹底と、大きな4項目を明示してきたわけでございますが、その後、先ほどもご答弁させていただきましたが、今現在、国のほうではあまりにも限りなく最低制限価格に近づく入札、契約というものにつきましては、中小企業の方々に

はあまりにも疲弊といいますか、入札制度の弊害が発生してきておるといことは、公文書等でも入ってきております。そういうことで、繰り返しになりますけれども、入札制度の最低制限価格の見直しも含めまして、入札制度の検討をさせていただきたいということでございます。

○議長（中西峰雄君）15番 石橋君。

○15番（石橋英和君）先ほどの議員のご質問でも、検討という言葉はいただいてもしょうがないという議論があったわけでありましたが、もう一点、先ほど部長おっしゃった品質の悪化に対しては、工事担当する市の職員が、そういうことのないように最大限の努力をしているといったお話があったわけですが、さっきの質問にあったように、これは何もあれです、仮定ですよ。私、そんな現実として手抜き工事があったのを一切見たこともございませんし、これからは必ずあるなんて言ってるんじゃないで、なければいいに違いないんですけども、先ほど私が言ったように、これ、手抜き工事は犯罪なんですよ。市の職員も、技術職員も、検査員も、犯罪を見抜かなきゃならん職務ってないんですよ。例えば、提出されてきた書類が正当にあれば、それで検査員は通すんですよ。でも、その書類が改ざんされているとか、そういうケースが犯罪なんですよ。公文書なり、私文書が改ざんされて、検査用書類として提出されてきて、それを検査パスさせたって検査員、何の責任もなければ、だから私は犯罪が起きたときに困るじゃないですかという話をさせていただいたつもりで、普通に施工している場合は、市の職員は的確にちゃんと職務を果たされているわけでありまして。

そして、そんなことは起こらなくていいんですけども、本当に、積算して90%近い額が出て、75%で落札して、どうするんですかとい



う、そのところを考えたことおありになりますかね。こんなの赤字出さずに絶対できませんよ。それももう何年続いとるんですか。各社これ、本当にもう耐えられないほどの状況が続いて、そこまで追い込んでしまって、まさかの手抜きがもしあったときにどうするんですかね。莫大な金がかかる、余分な金がかかる事態が必ずやってまいります。

なければいいことを言ったって議論にらんという、確かにそうであります、やっぱり私は懸念いたしますので、答弁をお願いします。もし手抜きがあった場合というか、追い詰めることによって、手抜きなんていうことを招いてしまうんじゃないかということは、お考えにはないのかあるのか、お願いいたします。

○議長（中西峰雄君）答弁の前に一言申し上げます。携帯電話につきましては、会議の妨げにならないよう、よろしくお願いいたします。

総務部長。

○総務部長（中山哲次君）先ほどもご答弁させていただきましたように、市の検査体制につきましては、すべての工事におきまして複数の市担当職員なり、検査員が検査をしてございますので、仮定の話ということでございますけれども、橋本市では手抜き工事は行われておらないということで確信をいたしてございますので、ご答弁をさせていただきたい。

ただ、途中の検査の、工事の途中の段階におきまして、中間検査等の中で設計書と一部違うところがあれば、それは変更工事をお願いしている部分はあるというふうには聞いてはおりますが、そういうことでご答弁をさせていただきます。

○議長（中西峰雄君）15番 石橋君。

○15番（石橋英和君）ちょっとずれてます。担当技術職員なり検査員が見抜いた、見抜か

ないの話、見つければ手直しさせておりますという話、それは実際大昔からそうなのであります、そういう目をかいくぐった明らかな犯罪行為として、でも、もう再答弁はいいですよ。仮定の話だからね。私は心配しておりますということをお伝えしておきます。

それと、議会でも議論されたことがあるんですけども、やっぱり財政難であります。公共事業には巨額の金を要します。だから、それは私だって市民の方だって、皆さん当然、無駄な金は使いたくないというのは、それは共通の認識ではあるかと思うんでありますが、1,000万円の工事を700万円まで値切ったら、300万円市がもうかったという話が、意外と大勢の方々がそのように認識されているんです。そんなもん、今、道路1本、市が自腹切ってやれるようなそんな財政の状態ではございません。これ、全部補助金でやってるんですよ。

だから、補助金は向こうが認めたらもらえるのを、どうしてもらわないのかということなんです。もらったらいいじゃないですか。それを、やっぱり安い価格で契約すれば、それだけ危険も大きいし、市内の経済にも本当に逆効果があるから、入札をただ安くしたからもうかった、財政が楽になったという一元的なとらえ方ではなくて、やっぱりその裏があるというあたりを言いたいわけでありまして、だから、あまりにも長い期間にわたって、安ければいいという時代があまりにも長く続いてきて、でも実際、そんなに市はもうかってもないし、もっと景気さえよくしておけば、もっと別の面でいろんなメリットが発生するということを言いたいわけでありまして、これに関して、本当にそうなのとおっしゃる方が議員各位の中にもあるかと思っておりますので、実際、私が言いました交付税措置の対象としてもらえば、道路なんていうのは

市は5%しか出さずに済んでるんだよというあたりが、本当にそうなんだと、間違っていなければ間違っていないという一言、ほしいんですけれども。

○議長（中西峰雄君）建設部長。

○建設部長（樽井豪男君）まず、補助金によると思います。補助金、補助対象事業の工事費というのが仮に100あるといたしましたら、仮に100で補助要望をいたします。そのうちの仮に2分の1の補助でしたら、2分の1の50というような内示がきます。その中で、100あるやつを。今言うてお入札価格、入札率でいって70となった場合に、その半分の35しか補助金はいただけません。補助金が多額に、ぎょうさん不正にもらえば、やはり会計検査等も発覚して、補助金の返還ということになってきます。なお、一般財源がその分若干少なくなってくるというのは認識でございます。

○15番（石橋英和君）交付税措置まで含めたところでお話し願えますか。

○議長（中西峰雄君）ちょっと待ってください。答弁もれありましたら指摘願います。

15番 石橋君。

○15番（石橋英和君）財政課長、再度同じ質問の答弁をお願いいたします。

○議長（中西峰雄君）財政課長。

○財政課長（北山茂樹君）5%といたしますのは、多分補助金ではなくて、合併特例債を適用した場合に、その5%は一般財源という話だと思っております。補助金は、先ほど建設部長がお話ししたとおり、国の補助率というのが、2分の1ないし10分の5.5とかというような補助率が法律のほうでもう決まっておりますので、今、石橋議員が言われた5%というのは、合併特例債という起債を買った場合に、その5%の一般財源が要ると。ただし、一般財源5%と言いますが、95%、70%が地方交付税で措置されるということなんです。

で、全体事業で言いますと、市として金が入ってくるのは3分の2、3分の1が市の一般財源が必要と。将来の償還も含めてですけども、3分の1が一般財源が必要ということになろうかと思えます。

○議長（中西峰雄君）15番 石橋君。

○15番（石橋英和君）メインの事業は、多額に金を要する事業は、合併特例債がもう今、本市は通例的にそれを使わなければ何もできないような状態でありまして、若干私の勉強不足もあつたことは認めますが、自己資金5%で運営されている事業というのが確かに多々あつたでありまして、これからもあるんだろうと思えます。

時間も時間でありまして、最終的に申し上げたいことは、これ以上放っておくと、地元の建設産業がもうもたなくなっているということをお願いすることと、この業界を通じて、市内大勢の市民がやはり飯を食べてきたわけです。今現在、これしかなくてこれで食っている人が、本当にもうどうにもならない状態で苦しんでおります。よって、市当局が、補助金の問題もありまして、工事の絶対量を増やせというのは、それはもうそうはいかないんだろうというのは認識をしておるところでございますが、公共事業に使いなさいという財源がある中で、せめてそれが、業界の人たちの何とかこの急場をしのげるような使い方をしてもらえないだろうか。今の使い方だったら、何か栄養分だけ抜き取ったものを与えているようなことで、本当にそんなだったらやっつけられないという、現実の声がございます。

ですから、まずはそれだけの仕事をさせるんだったら、それだけ必要な金を出してやってほしいんですという意味合いのことを、きょうは申し上げているわけでありまして、検討しますというお答えまではいただいております。

んですが、どういった形で、どのような数値まで、いつやっていたかというのを、どうですか、市長、副市長、どちらかお願いできればありがたいんですけども。

○議長（中西峰雄君）市長。

〔市長（木下善之君）登壇〕

○市長（木下善之君）石橋議員の再質問にお答えをいたしたいと思います。

ご質問につきましては、真摯に受けとめておるところでございますが、なかなか、とりわけここ1年有余前からの経済不況といえますか、金融危機からの端に発した問題から、非常に一層市内の商工業者の皆さんに多大のご心労をわずらわしておることは確かでございます。特に、この入札の最低価格の引き上げという問題、これはお話がございましたように、国からもそういう指導が先刻からも参っておるわけでありまして。

私どもといたしましては、やはりそういう困窮を何とか打開していくための考え方を非常に強く持つておるわけでありまして、橋本市の入札契約制度の検討委員会で、先ほど、いつまでにどれだけ引き上げるのかというご質問でありますけれども、その委員会にかけまして、そして可能な限りひとつ引き上げをしていくべきだという判断に立っておりますので、その答えはできるだけ迅速にひとつ出してまいりたい、そう思っておりますので、ご了解をいただきたいと思っております。

以上でございます。

○議長（中西峰雄君）15番 石橋君。

○15番（石橋英和君）どうもありがとうございます。ずいぶんと前向きなご答弁いただけたと喜んでおります。

最後に一点だけ、直接担当されております総務部長、もう一度お願いしたいと思います。私は、最低制限価格は90%が最低限だろうと思っております。やはりそれ以下で契約をす

るということはよくないという、私はそのように考えております。総務部長、どのようにお考えか最後にお尋ねをいたしまして、私の終了とさせていただきますと思います。

○議長（中西峰雄君）総務部長。

○総務部長（中山哲次君）先ほども市長がご答弁させていただいたのがすべてのご答弁でございます。私、一担当部長としましては、引き上げは必要な時期に来ておることにつきましては、認識をさせていただいてご答弁をさせていただきます。具体的な数値につきましては、この場でのご答弁は差し控えさせていただきますが、よろしくご理解お願い申し上げます。

○15番（石橋英和君）終わります。

○議長（中西峰雄君）これをもって、15番 石橋君の一般質問は終わりました。

この際、3時15分まで休憩いたします。

（午後3時3分 休憩）